

議案第58号

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

精神障害者地域活動支援センター事業	1日につき 100円 (定期利用の場合は、1月につき500円)
-------------------	------------------------------------

を

」

「

精神障害者地域活動支援センター事業	1日につき 100円 (定期利用の場合は、1月につき500円)		
放課後児童健全育成事業	葵区及び駿河区並びに静岡市立蒲原東小学校、静岡市立由比小学校及び静岡市由比児童館で実施する事業	8月及び3月以外の月	児童1人1月につき 9,500円 (7月における21日以後の利用のみの場合は、3,400円)
		8月	児童1人につき 14,000円
		3月	児童1人につき 12,000円
	清水区で実施する事業(静岡市立蒲原東小学校、静岡市立由比小	8月及び3月以外の月	児童1人1月につき 7,500円 (7月における21日以後の利用のみの場合は、2,600円)

に

学校及び静岡市由比 児童館で実施する事 業を除く。)	8月	児童1人につき 12,000円
	3月	児童1人につき 10,000円

」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 放課後児童健全育成事業を午後6時から午後7時までの間に利用しようとする場合の
手数料の額は、この表の手数料の額に児童1人1日につき100円を加算する。この場合にお
いて、当該加算する額は、児童1人1月につき1,000円を上限とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。